

紫波町町有財産活用事業(元赤沢小学校)
実施方針(素案)

令和 年 月

紫 波 町

目 次

目次

1 対象町有財産.....	2
2 学校跡地活用の基本方針	4
3 元赤沢小学校活用事業の実施方針	5
4 今後の進め方	5

紫波町町有財産活用事業(元赤沢小学校)実施方針

町は、平成 31 年3月に学校の小規模化に伴う諸課題に対応するため、紫波町立学校再編基本計画を策定し学校再編を行いました。

この学校再編により生じた空き校舎及びその敷地(以下、「空き校舎等」という。))について、有効かつ適正に活用・運用を図り、地域や町民、民間企業による持続的な活用を推進するため、その基本的な考え方を示した「紫波町学校跡地活用基本方針」(以下、「基本方針」という。)を令和3年3月に策定しました。

紫波町町有財産活用事業(元赤沢小学校)実施方針(以下、「実施方針」という。)は、空き校舎等がある赤沢地区の地域特性やニーズ、民間市場の動向を捉えながら、より具体的な考え方を示し、民間事業者への空き校舎等の貸付などにより持続的な活用を推進し、もって「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の実現に資することを目的とします。

民間事業者とは…

民間企業のみならず、地域の各種団体や組織、市民活動団体等を含めた民間で事業を行おうとする者のことを言います。

1 対象町有財産

(1) 所在地:紫波町遠山字中松原 71 番地 1 他

(2) 事業対象敷地面積:15,304 m² { うち、建物敷地: 6,464 m²
屋外運動場:7,440 m²
プール用地:1,200 m²
その他:200 m² }

(3) 校舎の築年数、構造、床面積

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
校舎	平成 10 年3月	鉄筋コンクリート3階建て	1,988 m ²	

(4) 保有教室数:普通教室 4室

理科室、生活室、音楽室、図画工作室、家庭科室、図書室、
コンピュータ室、視聴覚室、特別活動室 各1室

(5) 耐震改修:該当なし

(6) 都市計画区域等:都市計画区域外

(7) 上下水道:町水道／合併浄化槽

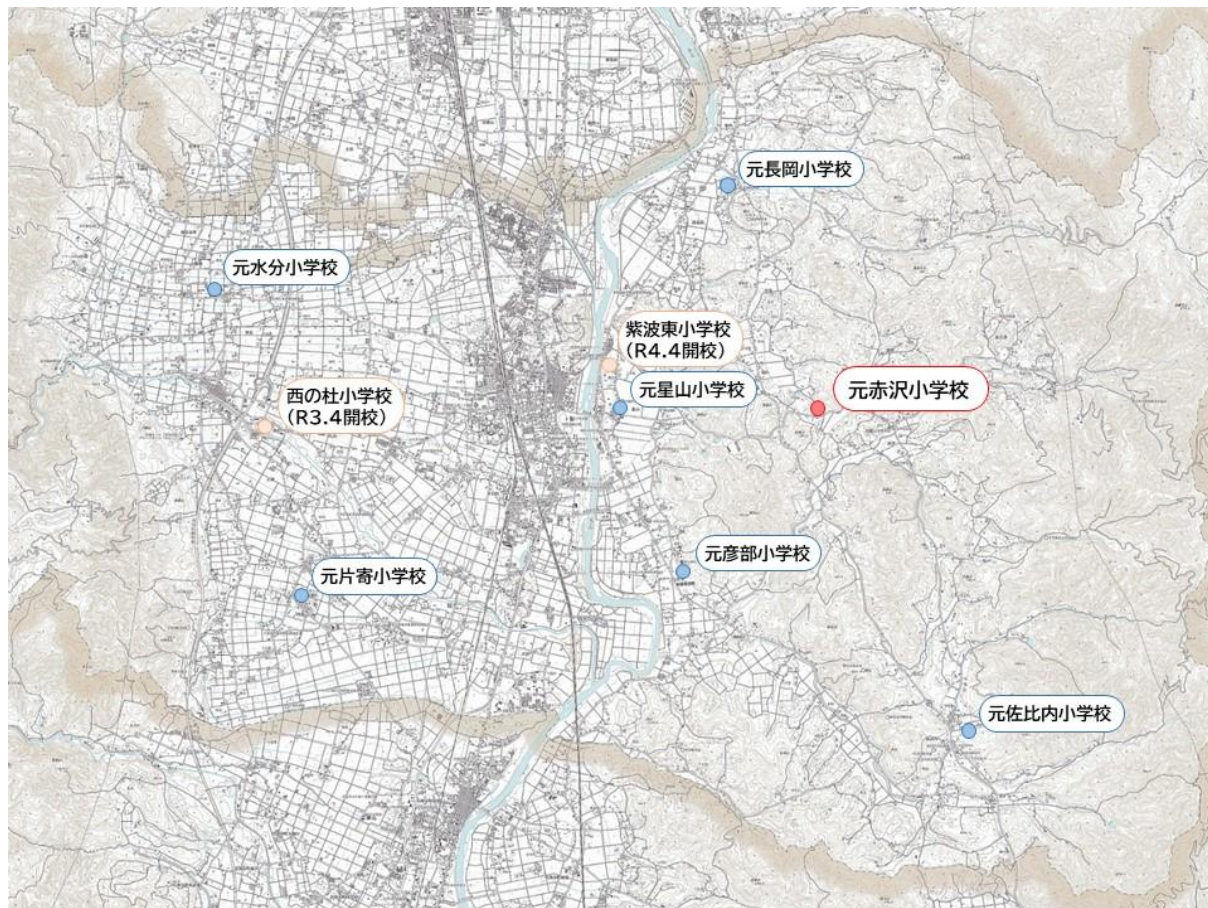
(8) 交通アクセス:東北自動車道 紫波ICから約 9.5km

東北本線 紫波中央駅から約 5.9km

(9) 附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
プール	昭和 48 年	コンクリート (塗装)	275 m ²	
プール専用付属室	昭和 48 年 7 月	木造平屋建て	12 m ²	
プール専用付属室	昭和 48 年 7 月	木造平屋建て	37 m ²	
プール専用付属室	平成 11 年 6 月	鉄骨造平屋建て	27 m ²	
プール専用付属室	昭和 48 年 7 月	木造平屋建て	12 m ²	
体育館	昭和 60 年 12 月	鉄骨造平屋建て	720 m ²	
開放用便所	昭和 60 年 12 月	木造平屋建て	4 m ²	
廊下	平成 10 年 3 月	鉄骨造平屋建て	19 m ²	渡り廊下
スクールバス車庫	平成 13 年 3 月	木造平屋建て	41 m ²	

■ 元赤沢小学校の位置



■ 地域特性

赤沢地区は、町の東部、北上高地の麓に位置しています。西部に国道 396 号が南北に通じ、星山地域や宮古市(旧川井村)へ通ずる県道紫波江繋線が東西に通っています。

平らな土地が少なく、斜面や日当たりの良いなだらかな土地を利用したりりんごやぶどうなどの果樹栽培が盛んな地域です。

国道 396 号沿いには道の駅紫波があり、その周辺に産直あかさわ、地域の農家で栽培した葡萄を使ったワインを醸造している紫波フルーツパークなどがあります。

赤沢の山屋地区には、国の重要無形民俗文化財の指定を受けた「山屋の田植踊」があり、その他、赤沢神楽や遠山田植踊などの民俗芸能の盛んな地域でもあります。

船久保にある舟久保洞窟は岩手県指定史跡で、県内でも数少ない洞窟住居跡の一つです。

2 学校跡地活用の基本方針

基本方針では、「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の実現に向けた空き校舎等の活用につなげるために、民間事業者等による利活用の際の基本コンセプトを「産業の振興」と「人材の育成」とし、地域資源を活かし持続する産業と雇用を創り出し、未来を担う柔軟でしたたかな人材を育てる場として活用することとしています。

～基本方針からの抜粋～

空き校舎等の活用は、7つの空き校舎等を活用することにより、町の課題解決につなげ持続可能なエリアにしていくことが大切です。

第三次紫波町総合計画および紫波町都市計画マスタープランにおいて町が目指すまちづくりの将来像である「暮らし心地の良いまち」、「楽しく活力のある「環境と福祉のまち」」の実現に向けた空き校舎等の活用につなげるために、「5-1-(1) サウンディング(対話)型民間市場調査」において応募のあった提案内容を踏まえ、民間事業者等による利活用の基本コンセプトを「産業の振興」と「人材の育成」とします。

【産業の振興】

真に持続する地域を創り出すために必要なことは、まず地場産業を振興することです。それは、既存の地場産業を新しい時代に即した地場産業へとリノベーション※を行うこと及びエネルギー産業やオーガニック(有機的)な食産業、グリーンツーリズム※等の食農観光のような新しい産業を創り出すことです。これらを促進し、地域経済循環を生み出していくことにより、良質な雇用が生み出されます。

【人材の育成】

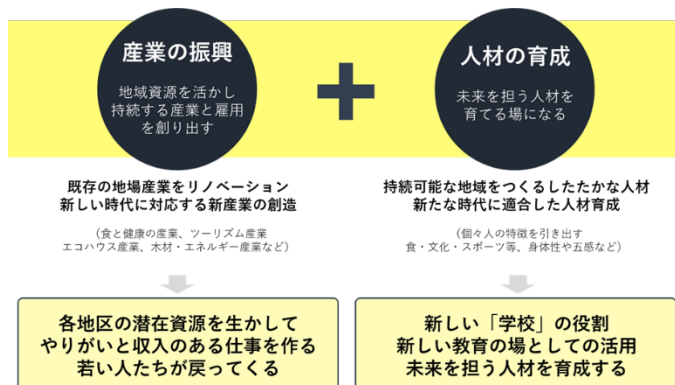
加えて、持続可能な町を創るために中長期的に必要なことは、人材の育成です。様々な分野において、パブリックマインド※を持った地域の担い手を育成する必要があります。持続可能な地域を創り出せるしたたかな人材を育成するため、空き校舎等を新たな時代に適合した人材育成の場に変えていくことが必要です。小学校は、これまで子どもたちの義務教育の場としての役割を果たしてきました。その役割を終えた空き校舎等は今後も、その歴史を尊重して人材育成の場として活用することが望まれます。

※ リノベーション:用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること

※ グリーンツーリズム:農山漁村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ潜在的余暇活動

※ パブリックマインド:公共心。公共のためを思う心。社会一般の利益を図ろうとする精神。

町の目指すまちづくりの将来像である
「暮らし心地の良いまち」「環境と福祉のまち」の実現に向けて



3 元赤沢小学校活用事業の実施方針

町は、基本方針の策定にあたり、サウンディング(民間対話)型市場調査を行い市場性や活用アイデアの実現可能性を検討し、前述の民間事業者等による利活用の際の基本コンセプトを決定しました。

その基本方針策定のために実施したサウンディング型市場調査と、その後の、各施設の実施方針策定のために実施したサウンディング型市場調査において、赤沢地区における人材育成に関連する事業について活用の可能性が示されました。

持続可能な町を創るために中長期的に必要なことは、町の学校跡地活用基本方針に掲げる基本コンセプトである「人材の育成」です。人材は地域の大切な資源と捉え、子どもたちの義務教育の場としての役割を果たしてきた空き校舎等を、新たな時代に適合した人材育成を核とした教育・学びの場として変化させていくことが地域の維持、発展につながると考えられます。

町の第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「関係人口の拡大と地域人材の育成」を掲げ、これまで実施してきた地方創生関連事業により生まれた若年層を中心とした関係人口をさらに拡大し、官民の垣根を越えた多様な主体の連携により地域人材の育成に取り組み、地域課題の解決を図っていくこととしています。また、基本施策3-3では「未来社会を切り拓く資質・能力の育成」として育ちを丁寧に積み上げ豊かな学びへとつなぎ、一人ひとりの資質や能力を育んでいくこととしています。

これらのことから、民間事業者による元赤沢小学校の活用の市場性を尊重し、人材育成に関連する取り組みを踏まえ、

元赤沢小学校は、「ヒトと地域を育てる」をキーワードに、多様な世代の人と多様な企業、地域が共に学び合い、共に成長することを通じて社会が抱える課題を解決しながら、未来に向けて技術を習得し、成長する拠点とするために活用することを方針とします。

4 今後の進め方

元赤沢小学校は、民間事業者への貸付による活用を予定しています。

基本方針、本実施方針、サウンディングおよび地元住民との意見交換等の結果を踏まえて活用事業者の募集要項を策定し、募集、事業者特定等の手続きを進めます。

なお、これまでのサウンディング等による民間事業者との関係性、経緯を鑑み、公募手続きの公平性を確保するため、町有財産の利活用検討の担当課である地域づくり課が本実施方針および募集要項案の作成を行い、財産管理の担当課である財政課が活用事業者公募、特定、契約等の手続きを行うこととします。